明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千九十四号（北朝鮮による核実験に関する決議）に関する件（外務八三）　一

## 告　示

**○外務省告示第八十三号**

平成二十五年三月七日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、平成二十五年二月十二日（日本時間）の北朝鮮による核実験を、関連する安全保障理事会決議違反としつつ、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する次の決議が全会一致で採択された。

平成二十五年三月十九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十三年三月七日に国際連合安全保障理事会がその第六千九百三十二回会合において採択した決議第二千九十四号（二千十三年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千五百四十号（二千四年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第千八百八十七号（二千九年）及び第二千八十七号（二千十三年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）及び二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

二千十三年二月十二日（現地時間）に北朝鮮により決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）及び第二千八十七号（二千十三年）に違反して実施された核実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、外交及び領事関係に関するウィーン条約の下に与えられた特権及び免除を濫用していることを懸念し、

拡散に関する対象を特定した金融制裁についての金融活動作業部会（FATF）の新勧告7を歓迎し、加盟国に対し、拡散に関連する対象を特定した金融制裁の効果的な実施のために、FATFの勧告7に対する解釈ノート及び関連するガイダンス・ペーパーを適用するよう要請し、

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1. 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視して、二千十三年二月十二日（現地時間）に実施した核実験を最も強い表現で非難する。

2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなるその他の挑発もこれ以上実施すべきでないことを決定する。

3. 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

4. 北朝鮮に対し、NPTの締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT及び国際原子力機関（IAEA）の保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPTのすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。

5. ウラン濃縮を含む、北朝鮮が実施しているすべての核活動を非難し、すべてのこのような活動が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）及び第二千八十七号（二千十三年）に違反することに留意し、北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定（IAEA　INFCIRC／四〇三）に定める条件に厳格に従って行動するとの決定を再確認する。

6. 北朝鮮が、その他のすべての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

7. 決議第千七百十八号（二千六年）8（c）の規定により課された措置が決議第千七百十八号（二千六年）8（a）（i）、8（a）（ii）及び決議第千八百七十四号（二千九年）9及び10の規定により禁止された品目に適用されることを再確認し、決議第千七百十八号（二千六年）8（c）の規定により課された措置は、この決議の20及び22の規定にも適用されることを決定し、それらの措置が、その他の国における禁止された品目の提供、維持若しくは使用又は同国への供給、販売若しくは移転又は同国からの輸出をあっせんする場合を含め、仲介活動又はその他の仲介サービスにも適用されることに留意する。

8. さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書ⅠⅠ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定し、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、既に指定された個人若しくは団体の代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人若しくは団体及びそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）に適用されることを決定する。

9. 決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

10. 決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置及び決議第千七百十八号（二千六年）10の規定に定める免除は、ある国が、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により活動を行っていると決定した個人又は制裁回避を支援し若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議の規定に違反する個人に対しても適用されることを決定し、さらに、そのような個人が北朝鮮国民である場合には、各国は、司法手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはそ